

令和3年6月第2回八街市議会定例会会議録（第6号）

1. 開議 令和3年6月22日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

2番 栗 林 澄 恵
3番 木 内 文 雄
4番 新 見 準
5番 小 川 喜 敬
6番 山 田 雅 士
7番 小 澤 孝 延
8番 角 麻 子
9番 小 菅 耕 二
10番 木 村 利 晴
12番 桜 田 秀 雄
13番 林 修 三
14番 山 口 孝 弘
15番 小 高 良 則
16番 加 藤 弘
17番 京 増 藤 江
18番 丸 山 わき子
19番 林 政 男
20番 鈴 木 広 美

1. 欠席議員は次のとおり

1番 小 向 繁 展
11番 石 井 孝 昭

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北 村 新 司
副 市	長	橋 本 欣 也
総 務 部	長	會 嶋 禎 人
総 務 部 参 事		片 岡 和 久
市 民 部	長	吉 田 正 明
経 済 環 境 部	長	黒 崎 淳 一

建設部長 市川明男
財政課長 和田暢祥

・連絡員

社会福祉課長 堀越和則
市民課長 中澤ゆかり
健康増進課長 小田山俊之
秘書広報課長 田中和彦

.....

○教育委員会

・議案説明者

教育長 加曾利佳信
教育次長 関貴美代

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事務局長 日野原 広志
副主幹 須賀澤 勲
主査 渋谷 佳子
主査 嘉瀬 順子
主任主事 今関 雅

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第6号）

令和3年6月22日（火）午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案の上程
議案第15号から議案第16号
提案理由の説明
- 日程第3 発議案の上程
発議案第2号、発議案第3号
提案理由の説明
委員会付託省略、質疑、討論、採決
- 日程第4 議案第7号から議案第14号
委員長報告、質疑、討論、採決
- 日程第5 議案第15号から議案第16号
委員会付託省略、質疑、討論、採決

○議長（鈴木広美君）

ただいまの出席議員は18名です。議員定数の半数以上に達していますので、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告いたします。

最初に、各常任委員会付託事件について、各常任委員長から審査報告書の提出がありましたので、配付しておきました。

次に、6月21日までに受理した陳情1件につきましては、その写しを配付しておきました。

次に、市長の専決処分事項に指定されている報告2件が議長宛てに提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、地方自治法第121条の規定に基づく出席者に追加がありましたので、配付しておきました。

次に、6月10日の全員協議会で議会改革特別委員会委員長から説明のありました八街市議会基本条例の市民説明会の動画の撮影を許可しておりますので、ご協力お願いいたします。

次に、本日の欠席の届出が、小向繁展議員、石井孝昭議員よりありました。

以上で報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

5月31日、本定例会の会議録署名議員として石井孝昭議員を指名しましたが、本日欠席のため、本日の会議録署名議員として林修三議員を追加指名いたします。

日程第2、議案の上程を行います。

議案第15号から議案第16号を一括議題といたします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

議案第15号から議案第16号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

本日追加提案いたしました案件は、条例の改正1件、令和3年度八街市一般会計補正予算の合計2議案でございます。

それでは、提案いたしました議案について、ご説明いたします。

議案第15号は、八街市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第55条の規定により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行する主体として明確化されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第16号は、令和3年度八街市一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

本議会におきまして、令和3年度八街市一般会計補正予算（第2号）を提案させていただいたところでございますが、今回追加提案いたしました補正予算は、新型コロナウイルス感染症の影響による追加支援策として生活困窮者世帯への自立支援金の給付や、新型コロナウイルスワクチン接種を円滑に実施するための人件費や事務費等に要する予算の補正を行うものでございます。

それでは、ご説明いたします。

この補正予算は、八街市一般会計補正予算（第2号）議決後の見込額に1億9千257万円を増額し、歳入歳出予算の総額を226億5千233万4千円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金1億9千257万円を増額、歳出につきましては、民生費1億2千540万円を増額、衛生費6千717万円を増額するものでございます。

以上で追加議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、可決くださるよう、お願い申し上げます。

○議長（鈴木広美君）

ただいま上程されました議案第15号から議案第16号に対する質疑、討論、採決は本日の日程第5で行います。

日程第3、発議案の上程を行います。

発議案第2号及び発議案第3号の提案理由の説明を求めます。

○加藤 弘君

おはようございます。最初に、発議案第2号について、説明いたします。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について、上記の議案を次のとおり、八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和3年6月22日提出。

八街市議会議長、鈴木広美様。

提出者、八街市議会議員、私、加藤弘。賛成者、八街市議会議員、山口孝弘議員、同じく京増藤江議員、同じく小高良則議員、同じく小菅耕二議員、同じく栗林澄恵議員。

それでは、意見書（案）の朗読をもって、提案理由の説明とさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず、無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものです。

政府の主導する三位一体の改革の中で、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図の下に、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止も検討された経緯があります。地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮されます。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至です。

よって、国において、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう、強く求めます。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和3年6月、八街市議会議長、鈴木広美。

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

次に、発議案第3号について、説明いたします。

発議案第3号、国における令和4年度教育予算拡充に関する意見書の提出について。

上記の議案を次のとおり、八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和3年6月22日提出。

八街市議会議長、鈴木広美様。

提出者、八街市議会議員、私、加藤弘。賛成者、八街市議会議員、山口孝弘議員、同じく京増藤江議員、同じく小高良則議員、同じく小菅耕二議員、同じく栗林澄恵議員。

それでは、意見書（案）の朗読をもって、提案理由の説明とさせていただきます。

国における令和4年度教育予算拡充に関する意見書（案）。

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っています。しかし現在、日本の教育は「いじめ」、「不登校」、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差・子どもの貧困等、様々な深刻な問題を抱えています。また、東日本大震災、原子力発電所の事故、さらに各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生しました。災害からの復興はいまだ厳しい状況の中にあると言わざるを得ません。さらに、新型コロナウイルス感染症は、学校教育活動にも支障を来しています。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、様々な教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務です。千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要があります。そのための様々な教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状を見れば、国からの財政的な支援等が不可欠です。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、令和4年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

- ・災害からの教育復興に関わる予算の拡充を十分に図ること。
- ・少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。
- ・保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。
- ・現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業に関わる予算をさらに拡充すること。
- ・子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。
- ・老朽化等による危険を伴う校舎・ブロック塀の改築や、更衣室、洋式トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること。

- ・子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、財政措置を講じること。
- ・感染症に伴う臨時休校等の様々な措置により、児童・生徒が健康面、学習面で不安やストレスを感じることがないように、財政措置を講じること。

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではありますが、必要な教育予算を確保することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和3年6月、八街市議会議長、鈴木広美。

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

以上で、発議案第2号、第3号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご賛同くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（鈴木広美君）

お諮りします。

ただいま議題となっております発議案第2号及び発議案第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに質疑、討論、採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。

これから質疑を行います。

発議案第2号及び発議案第3号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

最初に、発議案第2号についての討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

それでは、発議案第2号について、討論がなければ、討論を終了いたします。

次に、発議案第3号についての討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

討論がなければ、これで発議案第3号の討論を終了いたします。

これから採決を行います。

最初に、発議案第2号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出についてを採決します。

この発議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。発議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第3号、国における令和4年度教育予算拡充に関する意見書の提出についてを採決いたします。

この発議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。発議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第7号から議案第14号を一括議題といたします。

これから、常任委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行います。質疑の範囲は委員会の審査過程及び結果に対する質疑に限られ、議案の審議に戻るような質疑はできませんので、ご了承願います。

常任委員長の報告を求めます。

最初に、木村利晴総務常任委員長。

○木村利晴君

総務常任委員会に付託されました案件2件につきまして、去る6月14日に委員会を開催し、審査いたしました。審査の結果はお手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について要約し、ご報告申し上げます。

議案第7号は、八街市税条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税の非課税の限度額を算定する際の控除対象となる親族の範囲の見直しによる変更や、医療費控除の特例であるセルフメディケーション税制についての適用期間の延長に伴い、所要の改正をしようとするものです。

審査の過程において委員から、「個人市民税の控除対象の見直しについて、具体的にはどのような見直しになるのか」という質疑に対して、「国外に居住している方を市民税の控除対象扶養親族とする場合、一部の例外を除き、30歳から69歳の方は控除人数から除外されることとなりました。一部の例外者は、留学により国外居住になった方、障がい者の方、また年間38万円以上の送金を受けている方が当てはまり、これまでどおり控除対象扶養親族として扱うことができます」という答弁がありました。

次に、「八街市内ではどの程度の影響があるのか」という質疑に対して、「対象人数については把握できていません。今回の改正により、国外に居住している方を控除対象扶養親族にしようとする場合にはハードルが上がったこととなります。結果として課税すべき所得が上がるため、課税額は増えるものと思われれます。しかし、例外規定がありますので、現状で国外居住の方を控除対象扶養親族として申告されている方の中で多数の方が除外されることはなく、課税額が大きく増える可能性は少ないと推測しています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第14号、令和3年度八街市一般会計補正予算のうち当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳入全款、歳出2款総務費1項7目についてです。

審査の過程において、歳出2款では、「八街市路線バス運行維持補助金について、八街循環線の補助額については赤字相当分で上限額400万円までの補助することのだが、八街循環線の経営悪化の状況は」という質疑に対し、「八街循環線は従前より不採算路線で、これまではバス事業者における全体の利益の中で補填しながら運行を維持していました。しかし、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、採算の取れていた高速バス事業が赤字になったため、これ以上、バス事業者の自助努力のみによりバス路線を維持していくことが困難になりました。このため、本市に相談があり、今回の補助金交付に至りました」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告を申し上げます。何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

○議長（鈴木広美君）

ここで総務常任委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

質疑なしと認めます。

次に、加藤弘文教福祉常任委員長。

○加藤 弘君

文教福祉常任委員会に付託されました案件6件につきまして、去る6月15日に委員会を開催し、審査いたしました。審査の結果はお手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について要約して、ご報告申し上げます。

議案第8号は、八街市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてです。

この条例は、令和3年度から令和5年度までの介護保険事業計画の策定に伴う保険料率の改定や、新型コロナウイルス感染症の影響による減免措置期間の延長及び税制改正の影響を受けないようにするための基準所得金額の改正等、所要の改正をしようとするものです。

審査の過程において委員から、「保険料第7段階以上の基準所得金額の改正ということか」という質疑に対して、「第7段階から10段階までの基準所得金額の改正です」という答弁がありました。

次に、「前年度は収入がある程度減って、介護保険料が減免されたが、今年度は同じ収入であっても減免されないということになるが」という質疑に対して、「個々の収入の状況はそれぞれによって異なりますが、条件としては厳しくなっている部分もあります」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第9号は、八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてです。

この条例は、新型コロナウイルスを定義するために引用している、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当の支給に関する規定について、所要の改正をしようとするものです。

審査の過程において委員から、「傷病手当の支給対象者は何名だったのか」という質疑に対して、「令和2年度の実績で2名です」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第10号は、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る、令和3年度中に納期限がある令和3年度分国民健康保険税の減免に関することや、新型コロナウイルスを定義するために引用している、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正をしようとするものです。

審査の過程において委員から、「減免の対象者は大分少なくなると思われるが、どうか」という質疑に対して、「令和3年度の保険税額は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した前年所得を基に算定するため、今回の減免の対象となる方は、今年に入って影響が生じた方たちが対象の中心になると思います。現時点ではまだ把握していない状況ですが、相対的に見て、昨年度より対象者は減少するものと思います」という答弁がありました。

次に、「昨年度の減免の対象となった方の人数等は」という質疑に対して、「合計で166世帯、2千956万400円の減免を実施しています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第11号は、八街市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、市民の利便性向上のため、印鑑登録証明書のコンビニでの取得や、申請者の本人確認による取得を可能とするため、所要の改正をしようとするものです。

審査の過程において委員から、「印鑑登録証明書だけでなく、住民票なども併せて取得できるようにするのが好ましいと考えるが、のちのち住民票も取得できるように考えているのか」という質疑に対して、「今回の条例の改正では、印鑑登録証明書の関係のみになります。しかし、上位の法令の関係により、印鑑登録証明書のほかに、住民票の写し、課税証明書、非課税証明書、所得証明書をコンビニ交付の対象としています」という答弁がありました。

次に、「市外でもどこでも対応されているものなのか」という質疑に対して、「キオスク端末が設置されていれば取得できますので、コンビニ以外にスーパーやドラッグストア等にも設置してあり、4月の時点で全国で約5万6千店舗で設置されています。市内ですと、コンビニとスーパーで41店舗です」という答弁がありました。

次に、「コンビニで印鑑証明書を取得するには暗証番号の入力が必要だが、マイナンバーカード交付の際には電子証明による本人確認が必要だが、その説明はしっかりされているの

か」という質疑に対して、「マイナンバーカードを取得される際に、電子証明を本人が希望するかということで申請されます。希望された方についてはご説明を差し上げています。しかし、この制度が始まって5年程度が経過しており、まだコンビニ交付を始める段階でなかった時点ではご説明は差し上げておりません。ご説明できなかった方については、今後、ホームページや広報等でお知らせをする予定です」という答弁がありました。

次に、「印鑑証明書の発行にあたっては、利用者が発行手数料300円を支払うということだが、コンビニ等の事業者には市から幾らの手数料を支払うのか」という質疑に対して、「この事業を運営していくにあたり、コンビニエンスストア等と契約はせず、コンビニ交付を行うJ-LIS、地方公共団体情報システムと契約し、証明書サーバーを利用します。このJ-LISが個々のコンビニエンスストア等と契約をするので、コンビニエンスストアに対して市が直接に手数料等を支払うことはありません。市はJ-LISに対して運営費の負担金を支払い、J-LISから市に対しては発行手数料300円のうち117円のコンビニ側の手数料を差し引いた金額が振り込まれます」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第13号は、学校給食センター施設用備品（第二調理場食器洗浄システム）の購入についてです。

この物品購入については、一般競争入札の結果、日本調理器株式会社千葉営業所が3千586万円で落札しましたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、物品購入契約の締結について、議会の議決を求めるものです。

審査の過程において委員から、「機種選定の理由は」という質疑に対して、「システムを見直し、洗浄時間の短縮、水の使用料の縮減が図れるものを考えています」という答弁がありました。

次に、「これまでの洗浄システムの老朽化によって起こったトラブルは、どのようなものがあったのか」という質疑に対して、「食器類を機械の中に流すコンベアの損傷による、コンベアのかげらなどの異物の混入のおそれがありました。また、電気系統の不具合などがありました」という答弁がありました。

次に、「今回の入札には何社から入札があったのか」という質疑に対して、「4社から応札がありました」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第14号、令和3年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳出2款総務費1項10目、3款民生費についてです。

審査の過程において、3款民生費について、「お祝いの品のクオカードの調達先は」という質疑に対して、「クオカードの販売業者は1社のみです」という答弁がありました。

次に、「クオカードには、お祝いのメッセージなど、何か印刷するのか」という質疑に対して、「クオカードの図柄については、オリジナルのものは作らず、お祝いのメッセージを印刷したものを添えてお送りします」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたします。委員長報告を終わります。

○議長（鈴木広美君）

ここで文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

質疑なしと認めます。

次に、角麻子経済建設常任委員長。

○角 麻子君

経済建設常任委員会に付託されました案件2件につきまして、去る6月16日に委員会を開催し、審査いたしました。審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について、要約してご報告申し上げます。

議案第12号は、八街市クリーンセンター焼却施設基幹的設備改良工事の請負契約の締結についてです。

この工事は、一般競争入札の結果、エスエヌ環境テクノロジー株式会社東京支店が28億9千300万円で落札いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものです。

審査の過程において委員から、「平成14年の稼働開始から18年が経過し、老朽化が進んだクリーンセンターを早めに手当することで、長寿命化を図るとのことか」という質疑に対して、「委員のおっしゃるとおりです。現在、クリーンセンターの処理能力は65パーセント程度に落ちています。また、他の部分も大分老朽化が進んでおり、このまま継続して稼働していると突然停止してしまう可能性も否めません。今しっかりと整備して延命化を図ることで、市民生活に支障を来さないために、この工事を行うものです」という答弁がありました。

次に、「令和3年から5年の工事期間中のクリーンセンターの事業への影響はないのか」という質疑に対して、「市民生活において、ごみ処理は非常に重要な問題ですので、あえて3年の工事期間といたしました。クリーンセンターには焼却炉が2炉あるので、1炉ずつ修繕していきます。1年間1炉を止めておくわけにはいかないので、その中で最長でも4か月間1炉を止めて、1炉稼働にしていきます。そういう形で市民生活に支障がないように、ごみの焼却をしていく計画です」という答弁がありました。

次に、「二酸化炭素、CO₂の排出量の3パーセント削減目標の設定について、その経緯は」という質疑に対して、「国の施策としてゼロカーボン、CO₂の削減は至上命題かと思えます。今回の工事において利用する交付金の交付基準として、CO₂排出量を最低3パーセント以上削減するということがあります。我々の焼却施設では、使用電力量でCO₂削減を図る

こととし、このCO₂削減に寄与する部分の工事事業費の3分の1が補助されます」という答弁がありました。

次に、「この機会に市民に対して、クリーンセンターが今このようなことを行っているということや、市民に対して協力してほしいこと等の啓発を行うことについてはどう考えているか」という質疑に対して、「今回の基幹設備改良工事にあたり、長寿命化計画を作成する前に循環型社会形成推進地域計画を策定しました。令和7年度までの減量化計画、及び市民に対して様々な工夫を凝らしてごみの減量をしていただく施策を掲げています。その中の1つとして、今年度から、リサイクルショップ推奨店制度、リユースショップ推奨店制度を始めました。大型スーパーなどではリサイクルをどんどん進めていただいているところですが、八街市からももっと進めていただけるようにということで、認証制度を作りました。我々にとっても、市民にとっても、どんどんリサイクルを進めていこうという施策を実施していきたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「昨年度、当市の公共事業において、工期や引渡しの遅れにより、当初のオープン予定から遅れてしまった案件があった。このことを踏まえ、今回の工事における工期や工程監理の体制についてはどう考えているのか」という質疑に対して、「本工事については、受注者側の現場代理人は当然入りますが、工事監理業務委託契約を別途行っています。これは、工事をする者とは別に、施工監理をする者を付けることによって、工事がスムーズに設計書どおりに行われているか、引渡しの際にも適正に工事が行われているかなどをチェックします。市民の負託を受けた事業ですので、遺漏のない形で引渡しを受ける、不履行があった場合の違約金、10年間の保障などを契約上で結んでおりますので、無駄のないように、しっかりと進めていきます」という答弁がありました。

次に、「焼却炉の延命化と同時にCO₂削減という命題があるが、SDGsとの関連ではどのような考えで取り組んでいるのか」という質疑に対して、「今回の目標のCO₂削減は省エネルギー化です。地球温暖化防止対策の観点から、ごみ焼却施設においても単なる延命化ではなく、CO₂排出量の削減が求められています。今回の基幹的改良工事にあたっては、CO₂削減効果を3パーセント以上と定め、基幹的設備改良事業として、一般会計交付金によりCO₂排出量の削減に寄与する工事に係る費用の3分の1の交付を受けようとするものです。この3パーセントという目標は最低限の目標であり、我々は10パーセント以上の削減を考えて、今回の工事の仕様書を考えています。また、国からも検査が入り、目標が実現されたかどうかを検査され、見られるようになっていきます。絵に描いた餅ではなく、持続可能なCO₂削減として取り組んでいきます」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第14号、令和3年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳出6款商工費についてです。

審査の過程において委員から、「今回、市が商工会議所の建物の耐震工事への補助を出す、耐震工事により、今後、商工会議所の建物は何年ぐらい寿命が延びるのか」という質疑に対

して、「商工会議所会館長寿命化計画を策定し、耐震改修工事後は40年間にわたり会館を維持していくと聞いています」という答弁がありました。

次に、「今回の補助金交付に係る市の条例、あるいは要綱などの根拠は」という質疑に対して、「今回この補助金を支出するにあたり、商工会議所の耐震改修工事に係る交付要綱を新たに定めています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

以上、経済建設常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告を申し上げます。何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたします。委員長報告を終わりにいたします。

○議長（鈴木広美君）

ここで経済建設常任委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

質疑なしと認めます。

以上で各常任委員長の報告、質疑を終了いたします。

議案第7号から議案第14号の討論通告受付のため、しばらく休憩しますので、休憩時間中に通告するようお願いいたします。再開時刻は事務局より連絡いたします。しばらく休憩します。

（休憩 午前10時43分）

（再開 午前10時59分）

○議長（鈴木広美君）

それでは再開します。

これから討論を行います。

議案第11号に対し丸山わき子議員から、議案第14号に対し桜田秀雄議員から、討論の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、丸山わき子議員の議案第11号に対する反対討論を許します。

○丸山わき子君

それでは、議案第11号、八街市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論をするものであります。

この八街市印鑑条例の一部改正は、本年10月1日からコンビニでの証明書交付事業が開始されることに伴い、マイナンバーカードでの印鑑登録証明書の交付を受けられる規定の追加の改正となっております。

10月以降のコンビニ利用を、住民票等180件、印鑑証明120件と見込み、新年度予算1千374万円を計上しております。大変高い運営費となります。令和2年度決算では、住民票、印鑑登録証明書などは約6万件強となっており、住民1人あたりの住民票の発行は1年6か月に1回、印鑑登録証明書は2年6か月に1回、戸籍謄本・抄本は4年3か月に1回

の取得となり、経費を考えれば、市民にとってメリットと言えるものではありません。

また、コンビニでの証明書交付は住民の利便性の向上のためと説明していますが、利用できるのはマイナンバーカード取得者に限られます。コンビニ交付によって、既に各地でマイナンバーカードの取り忘れなども起こっており、利便性を強調していますが、当初からの個人情報漏えいの危険性は全く解決しておりません。数百億円もの莫大な予算をかけ、国が国民一人ひとりに背番号を付け、個人のあらゆる情報を一元管理し、企業の営利にも利用されるマイナンバー制度ですが、これまでに既に個人データの漏えい事故は頻繁に起こっており、犯罪の危険性さえも払拭されていないのが実態です。

しかし、政府は9月にデジタル庁を発足させ、マイナンバー制度をデジタル社会の基盤と位置付け、普及と促進を強力に進めるとしています。その内容は、2022年度末までに国民に普及させ、同時に健康保険証や運転免許証との一体化を進め、さらにマイナンバー制度を活用して、リアルタイムで世帯や福祉サービスの利用状況、所得の情報を把握するとしています。国民への徴収強化と社会保障の削減に加え、監視社会の構築にもつながるものがあります。さらには、財界が個人情報を含む行政データの利活用を強力に求めており、今後、データ提供が進められていきます。当初の社会保障・税・災害の3分野以外にも、さらに使い道を拡大するものとなっています。

利便性のみを追求したマイナンバーカードでのコンビニ交付によるマイナンバー制度推進の姿勢を改めるとともに、個人情報を守るために、国に対して制度の検証と見直しを行い、不要で危ういマイナンバー制度の推進をやめるべきと意見を述べることを求めて、反対討論いたします。

○議長（鈴木広美君）

次に、桜田秀雄議員の議案第14号に対する賛成討論を許します。

○桜田秀雄君

それでは私は、議案第14号、令和3年度八街市一般会計補正予算（第2号）に対して賛成討論を行います。

補正予算のうち、3款民生費の敬老会事業費は、当初予算の中で、例年、社会福祉協議会に委託し、地区別の行事を開催しておりましたけれども、コロナ過という社会的状況の中で、各地区での行事の開催が困難なことから、本年度は対象となる75歳以上の方に500円のクオカードを送る事業として提案されました。しかし、審議の中で、額面が500円という金額に関係者のご理解をいただくのは困難ではないかのご指摘を得て、再考するとの答弁があり、本定例会に増額の予算が提案されたものであります。

6月10日の議案質疑の中で、クオカードは使い勝手が悪い、市内の事業者に恩恵が行き渡るよう、商品券の発行をとのご指摘がございました。

私たち議員は、提案された事業内容に問題はないか、付された予算は適切かと同時に、住民の皆さんからの税金を適切に使うことを求められておりますので、費用対効果ということにも目配りする必要がございます。

敬老会事業費は、当初予算で526万6千円、補正予算で506万6千円で、総予算額は1千33万2千円です。八街市では令和2年度に、高齢者・障害者商品券給付事業を行った経験がございます。この事業を参考に調査検証いたしますと、商品券で行うとなると委託事業となりますので、委託料や商品券の印刷代、取扱店用チラシ作成、ポスター作成、見本やチラシ郵送代、人件費などの経費を考えると、約1千万円かかります。クオカードによる事業費の約2倍かかることになり、2千円のクオカードを贈ることさえできることになります。クオカードの取扱店は市内40店舗ほどで、近くにコンビニ店があり、大手資本の系列化もあります。そのオーナーのほとんどは八街市の住民であります。また、その他の店舗でも多く取り扱われており、使い勝手が悪いというご指摘はないように思われます。

事業費の規模が数億円となれば、市内の事業者幅広く恩恵が行き届くように配慮する必要がありますけれども、事業費が1千万円、対象者990人でございますので、合理性あるいは費用対効果から考えると、提案された事業内容は適切なものではないかと思われ、賛成するものであります。

以上のように、事業内容は適切なものでありますので、ぜひともご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木広美君）

ほかに討論の通告はありません。

これで討論を終了します。

これから採決を行います。採決は分割して行います。

最初に、議案第7号、八街市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、八街市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、八街市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（鈴木広美君）

起立多数です。議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、八街市クリーンセンター焼却施設基幹的設備改良工事の請負契約の締結についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号、学校給食センター施設用備品（第二調理場食器洗浄システム）の購入についてを採決いたします。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号、令和3年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第15号から議案第16号を一括議題といたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第15号から議案第16号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、これから質疑、討論及び採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木広美君）

ご異議なしと認めます。これから、議案第15号から議案第16号に対する質疑を行います。

1人あたりの質疑時間は40分とし、質疑回数の制限は設けません。

質疑はありませんか。

○小高良則君

よろしくお願いいたします。それでは、議案第15号よりお伺いいたします。

地方公共団体情報システム機構が今後は主体になるということですが、まず地方公共団体情報システム機構とはどういうものか、今までもそこを介していたのかどうかも含めて、お伺いいたします。

○市民部長（吉田正明君）

地方公共団体情報システム機構でございますけれども、地方公共団体が共同して運営する機構といたしまして平成26年4月1日に設立されたものでございます。マイナンバー、住民基本台帳ネットワークなどに関します事務、あるいは地方公共団体の情報システムに関します事務を実施するという団体でございます。

○小高良則君

交付に係る部分は市町村長に委託される形になるとありますが、その場合、今までの窓口を利用すると思うんですけど、委託料とかが発生すると思うんですけど、その点はどういうふうになっているのか、お伺いします。

○市民部長（吉田正明君）

委託料というお話でございますけれども、これまでも個人番号カードの再交付に伴いまして、電子証明書に係ります再発行手数料200円につきましては、地方公共団体情報システム機構との契約に基づきまして、市町村長が徴収していたということになっています。したがって、今回、再交付手数料につきましても同様の形で、地方公共団体情報システム機構の方と契約を取り交わしまして、地方公共団体情報システム機構の方に再交付に伴います手数料についてもお支払いするということになります。

○小高良則君

確認になっちゃうのかな、そうすると今までの800円の再交付手数料は条例から消えるけど、でも窓口ではあくまでも、再交付手数料は八街市が仮に徴収すると考えるんですか。

○市民部長（吉田正明君）

今、議員のおっしゃられたとおり、手数料を徴収する根拠というものは変わりますけれども、市として再交付に係ります800円を徴収するという点については変わりございません。

あくまでも市民の方から徴収させていただきました再交付手数料につきましては、歳入歳出外現金として保管した上で、改めて後日、地方公共団体情報システム機構の方へ支払いをするという形になります。

○小高良則君

そうすると、発行に伴う期間であったり、また新規申請に関しては今までどおりということによろしいでしょうか。

○市民部長（吉田正明君）

それについても、これまでと変わりはありません。

○小高良則君

続いて、議案第16号について、お伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付事業費についてですが、以前に貸付けを終了した方等となっていますけど、貸付けをされた方に対しては、はがきなり、案内を出すんですけど、その後、生活が困窮した方に対してはどのようにするのか、考えているのか、お伺いします。

○市民部長（吉田正明君）

今回の支援金の支給の対象者になっておりますのは、再貸付けが終了した方、あるいは再貸付けが不決定となった方等々、先ほど全員協議会の方でもご説明させていただいたと思えますけど、この支給対象者にならない生活困窮者ということになってきますと、ある程度、生活保護なりの方への移行という形になろうかと思えます。

○小高良則君

じゃあ、特に周知は、今まで貸し付けた方には案内するようですけど、その他の周知としては特にはしないと考えるのでしょうか。

○市民部長（吉田正明君）

今回の支援金の対象になれる方につきましては、あらかじめ私どもの方からご案内の方をさせていただきますけれども、制度そのものの周知につきましては社会福祉協議会の方にリーフレットを置かせてもらう、あるいは社会福祉課の方でもリーフレット、それから申請書類等については配付させていただきます。また、市のホームページですとか広報やちまた、そういった数々の媒体を介しまして、この辺の制度の周知についてはきちんと図ってまいりたいというふうに考えております。

○小高良則君

手厚く手を差し伸べていただきたいと思えます。

ちょっと予算書を取ってきます。

続いて、予算書の10ページですが、コロナワクチン接種を円滑に実施するための予算の中からお伺いいたしますが、会計年度任用職員が2人分、計上されています。また、一般職員のいわゆる時間外手当がかなり計上されているんですが、過重労働、オーバークワークにならないか、心配するところですが、その点をどういうふうクリアしていくのか、お伺いいた

します。

○市民部長（吉田正明君）

今回は人件費等を補正させていただきました。会計年度任用職員は保健師に相当する分を計上させていただきましたけれども、今現在、ワクチン対策チームの方で保健師としての資格を持っている職員の配置は現在3名でございます。現状の3名では仕事はかなり過重になるということもございますので、今回の補正予算の中で、現行の保健師の負担軽減を図るということで、その分の会計年度任用職員の経費を計上させていただきました。

それから、今現在、ワクチン対策チームの方で業務を行っていただいております職員の時間外、確かに毎晩のように残業が続いているということもありまして、その辺の職員の健康等についてはかなり気を使うところかと思えます。総務部の方からも、この辺はかなり考えていただきまして、職員の方は当初、始めた人数から行きますと、かなり増やしていただいております。今後さらに必要があればというお話もいただいておりますので、その辺、事務の状況等も十分勘案しながら、今後必要があれば、その辺はまた総務サイドの方と協議させていただければというふうに考えております。

○小高良則君

先ほど、ちょっと休憩時間中に、電話対応している派遣の方にお伺いしたところ、やはり罵声のようなことを電話で言われるようなことがあって、当初は辛かったと。今は少し落ち着いてきたということですが、精神面でもかなり追い詰められる部分もありますので、管理する方々も大変ですけど、下の職員のケアも含めて、過重労働にならないようお願いしておきます。

また、まちの高齢者と話していますと、1回目の予約を取ったのに、いきなり2回目の日程が来てしまったりとか、パソコンに入れても、パソコンでうまく受け取れないとか、パソコン操作に十分に長けた人もいると思うんですが、なかなかやっぱり初めての対応で大変だと思います。

それらも含めて、今回の増員によってどのように改善されていくと考えるのか、お伺いいたします。

○市民部長（吉田正明君）

今回の補正予算の方で、職員に関わる委託料の方等で、コールセンターへの職員の増であるとか、あるいは相談窓口の職員の増の経費も取らせていただいております。今回、今現在は回線が10回線しかないというところで、非常に電話がつながりづらいといったようなご指摘は、かなりの数でいただいております。早急にこの辺は、もう10回線を増やす予定で考えておりますので、万全ではないにしても、現状よりはその辺のつながりやすさというものは上がるのではないかと。

また、相談を受ける職員についても、現在の5名から5名増やして、10名で対応するという形を取らせていただきたいと思います。

また、接種会場におきましても円滑に接種が進むように、接種会場の中で案内にあたっても

らうスタッフの方も、今現在は各部課等から職員の協力をいただいて、接種会場の方に職員を配置しているところもございます。こういったところについては、逆に委託の方でスタッフの方をそろえてもらって、できるだけ市の職員については引き上げて、市の方の業務についてもらうように引き上げたいというような形を考えておりますので、なるべく、万全ではないかもしれませんが、少しずつ、その辺の体制の在り方につきましては、できることから改善を図ってまいりたいというふうに考えております。

○小高良則君

よく分かる答弁をいただいていますけど、かなめは委託であって、委託先はいいんですけど、委託によって人員確保が間違いなくできる公算でしょうか。

○市民部長（吉田正明君）

コールセンターについてもプラス10人、相談窓口についてもプラス5人という形になってきますので、なかなかすぐに職員を集めてもらうというのはかなり難しいところがあるかと思えます。また、コールセンターの方で予約受付をいたしますので、それに使うパソコンも必要になってきます。

その辺の準備を全て含めた中で、今すぐに対応というのは確かに難しいところかと思うんですけども、なるべく早い段階でその辺の体制の方の整備をお願いしたいというふうに考えております。

○小高良則君

今後の接種の予定、目標でもいいんですけど、75歳以上で接種の予約が取れなくて混乱した、また65歳以上で混乱したと。そういう轍を踏んだときに、65歳未満の方は層が厚くなって、さらに集中してくるわけですね。それに対して、一般質問でも、こうしたら、ああしたらという話もしていましたけど、どういうふうに予約が、いわゆる集中しないように分散させていって、順調に接種を進めるのか、そういう目標が、予定があれば、お伺いいたします。

○市民部長（吉田正明君）

確かに高齢者の方の予約につきましては、なかなか電話がつながりづらい等々の課題が多くて、かなり予約を取られる方にはご迷惑をおかけして大変申し訳なかったというふうに思っています。そういった中でも、高齢者の方につきましては、国の方の指針からも言われておりますように、7月末までには予約の方というか、接種を完了するようということも出ておりますので、できるだけ国の指針に基づいた形の中で接種が進められるように、私どもの方としても体制を整備してまいりたいというふうに考えております。

また、65歳よりも下の方、確かにそちらの方が、当然、人口比からすれば、対象人数の方は非常に多くなってまいります。したがって、今の時点でいつまでにどこまでというところは、なかなか申し上げづらいところはありますけれども、ある程度、年齢層を区切った中で円滑に接種ができていくような体制の中で、接種の方を進めてまいればというふうに考えております。ほかの自治体の方で、先行して接種が進んでいる自治体もございますので、

そういった自治体の例も参考にしながら、今後十分に検討してまいりたいというふうに考えております。

○小高良則君

また、12歳から接種を、大臣から夏休み中という話があって、その後、ほかから、いや、それは無理だ、みたいな話も聞きました。

子どもたちの接種でしたら、学校に医師が行けば、昔、私たちがツベルクリンとかBCGをやったようにできるのかなと思いますけど、どこまで現状で考えていらっしゃるか、お伺いいたします。

○市民部長（吉田正明君）

私も先日、大臣が12歳、お子さんについては夏休み中に接種が望ましいといったような発言をされたところをちょうどテレビで拝見したんですけれども、近々、文部科学省辺りから、そのような考えが発出されるというような話も聞いておりますけど、ただ、ワクチン接種そのものは強制ではなく任意というところもございますので、やはり学校の方で集団でやっていただくということについて、授業の時間帯を使ってということになりますと、そこは問題が出てくるのではないかというご意見もありますので、なかなか集団接種的なところは難しいのかなという感じが個人的にはしています。ただ、今後、お子さんについての接種の在り方については、当然、国から何らかの考え方みたいなものが発出されるというふうに思っておりますので、その辺の動向を踏まえながら、八街市としてどういった接種の在り方が一番、接種がやりやすいかというところについては十分検討してまいりたいというふうに考えます。

○小高良則君

ちょっと教育委員会にも聞きたいところですが、議案外になってしまいますので、ここは控えさせていただきます。

いずれにしても、国の指針よりも、ある面、現場が大事だと思うので、国の示したものがずれ込んでも、やっぱり市民ファーストをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木広美君）

以上で、小高良則議員の質疑を終了いたします。

ほかに質疑はありませんか。

○京増藤江君

それでは、議案第16号、令和3年度八街市一般会計補正予算について。

9ページ、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業費について、お伺いします。

先ほどの小高議員の質問で様々なこと、私も聞こうと思っていたことは大分聞いていただきました。そこで、私がお聞きしたいことは、生活困窮者自立支援金は、今まで総合支援資金を再度支給された方というのは本当に生活が大変な方だと思いますし、そして親族にはやはり相談しにくい、そういう方たちだと思われれます。

この方たちが生活保護受給の対象になる場合があると思うんですけど、スムーズに生活保護を受給できるようにする必要があると思うんですが、その点についてはどのようにお考えなのか、伺います。

○市民部長（吉田正明君）

今、議員がおっしゃいましたとおり、支援金そのものが、いわゆる総合支援資金の特例貸付が終了することなどによりまして、特例貸付を利用できない世帯が存在することから、こうした世帯に対して就労と自立を図るということが、まず目的の1つです。

併せて、それが困難な場合については円滑に生活保護の受給につなげるために今回の支援金を支給するものだということに、そもそもの目的として、なっておりますので、当然、こういった支援を使っても、さらに生活が困窮するということであれば、それは当然、生活保護の方に早急につなげるということは我々の役目だと思っております。

○京増藤江君

今、全国的にも本当に生活が苦しくて、生活保護を受給したいんだけど、親族に問合せが行くのがつらい、だから申請しない場合もあります。その点については、対象者の方の気持ちに沿いながら対応してくださるのかどうか、伺います。

○市民部長（吉田正明君）

今、議員のおっしゃられたのは扶養親族の照会の件かと思うんですが、以前からかなり議論になっているところで、それがやはり生活保護を申請する1つの足かせになるようなお話も出ています。必ずしも扶養照会というものを義務付けるものではないといったような、国からの発出がたしか出ていたと思いますので、当然、国からの生活保護の在り方に沿った形の中で、こちらとしても必ずしも、何が何でも扶養照会を絶対原則にするという考え方で担当課の方としてはやっていないというふうに、私は考えています。

○議長（鈴木広美君）

京増藤江議員に申し上げますが、範囲を超えるような質疑内容にならないようお願いいたします。

○京増藤江君

はい。生活保護受給ができるようにしていかなきゃいけませんから、ご本人の意向も大事にさせていただきたいということで、ほっとしました。

次に、予防費についてなんですけれど、会計年度任用職員として保健師を2人雇用することなんですけど、今までも保健師を雇用するのはなかなか難しかったと思うんですけど、2名雇用できるような見通しについてはどうなのか、伺います。

○市民部長（吉田正明君）

確かに保健師という専門職についてはなかなか雇用が難しいところがありますが、そうはいつでも、そういった専門職員が必要であることに変わりはありませんので、何とか人材派遣会社等々を通じた中で、そういった資格を持っている職員の方を雇用してまいりたいというふうに考えております。

○京増藤江君

本当に現在いらっしゃる保健師の過労を防ぐためにも、また市民の皆さんのためにも、ぜひ雇用の努力をしていただきたいと思います。

次に、コールセンターの人数を倍増するというので、これは本当に必要でございます。混乱を回避する方向で今後考えていかれるようなんですけど、やはり予約の当日とか、そういうときには混乱を、どうしてもする可能性があると思うんですが、ほかの日にも電話をしてもいいんですよとか、そういうことも伝える必要があると思うんですが、この点についてはいかがなんでしょうか。

○市民部長（吉田正明君）

予約開始日から、うちの方で用意しております枠が埋まらなければ、その日から継続して予約の窓口というのは開いておりますので、予約を開始する日だけが予約日ということではもちろんございませんので、枠が空いていれば、枠が埋まるまで、当然、窓口の方は開かせていただいております。ただ、その辺の情報がなかなか市民の方へ伝わりづらいといったような指摘はいただいておりますので、この辺は十分に改善してまいりたいと思います。

○京増藤江君

その点がきちんと市民の皆さんに伝われば、かなり混乱を回避できるのではないかと思います。

それと、2、3日前なんですけど、急に具合が悪くなってキャンセルしなきゃいけないんですけど、キャンセルはどこにしたらいいんですかと聞かれました。ちゃんと市の方からいただいた紙には書いてあるんですけど、その方は分からなかったということで、わざわざ電話をくださったんですけど。

そういうキャンセルの場合には、前々日、当日とか、キャンセルの電話をどこにしたらいいかというのを、もう一度きちんと皆さんにお知らせ願いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○市民部長（吉田正明君）

事前に何らかの都合でキャンセルというのが前もって分かるようであれば、市のワクチン対策チームの方に事前にご連絡いただければ助かると思います。ただ、やはり当日、例えば具合が悪くてどうしても今日の接種は無理だという方は当然出てくると思います。そういった方は、連絡がなければいいで、時間になってもお見えにならないようであれば、市の方で決めております、キャンセルの場合の接種順に基づいた形の中で連絡させていただいて、どなたか、代わりの方を見つけるということをしませけれども、できれば、ご連絡の方は接種会場の方へ、中央公民館の方なりにお電話いただければ、職員からこちらのスタッフの方に連絡が入ると思いますので、できるだけその辺のご連絡はいただければというふうに考えております。その辺の情報につきましても、改めて周知の方はこちらの方で検討してまいります。

○京増藤江君

本当に市民の方は真面目ですから、そのときに具合が悪くてできないということで、具合が

悪くてもわざわざ連絡をくださるような方もありますので、ぜひ周知の方を改めてお願いしておきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木広美君）

以上で、京増藤江議員の質疑を終了いたします。

ほかに質疑はありませんか。

○丸山わき子君

それでは、私は議案第16号のワクチン接種の体制確立の追加予算に関しまして、若干お伺いしたいというふうに思います。

るの説明いただいているところでございますが、保健師2名を増員、コールセンターに10名増員、受付業務に5名増員と。

接種会場受付・誘導スタッフの方々はどのぐらいの増員になるのか、お伺いいたします。

○市民部長（吉田正明君）

大体1日あたり5名程度、大体の目安ですけれども、1日あたり5名程度、派遣の方をそこに投入したいというふうに考えています。

○丸山わき子君

いつからスタッフが増員されるのか、いつからこれが実施されるのか、配置の実施がいつからかということをお伺いします。

○市民部長（吉田正明君）

接種会場の方は、予算が確定次第、随時、増やしてもらうように、相手方と交渉してまいりたいと思っています。ただ、先ほど申し上げましたコールセンターと、それから相談窓口の職員の方については、ちょっと人数がいつになったらそろるかというところがございますので、ちょっとお時間をいただくようになろうかと思えます。

○丸山わき子君

先ほども質問がございましたけれども、職員手当1千540万円が計上されております。これは時間外に対する手当ということなんですが、この間、どのぐらいの時間外があったのか。

○市民部長（吉田正明君）

すみません。今ちょっと細かい資料を手元に持ち合わせていなくて申し訳ないんですが、5月の1か月分だけで申し上げますと、時間外手当の金額だけで約200万円程度かかっている状況でございます。多分、ほかの月も、業務内容としてはそれほど大きな変わりがないので、同じ額、同様の額が多分、時間外手当として必要になっていくかと思えます。

○丸山わき子君

そうしますと、1千540万円の計上というのは今年度分のものなのか、あるいは当面のものなのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○市民部長（吉田正明君）

今回計上させていただきました金額につきましては、一応今年度分を考えて、計上させてい

いただきました。

○丸山わき子君

いずれにしても、これでは改善にはならないわけですね。スタッフは配置しましたよと、しかし、職員の皆さんの仕事量というのはあまり変わらないような感じがします。本当に改善につながるのかどうかという点で、私は疑問を持つところなんです、その辺については、もう少し改善につながる対応策、これを検討すべきではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○市民部長（吉田正明君）

ワクチン対策チームにつきましては、発足当初はたしか9名からスタートしたと思いますけれども、その後、今年4月1日付で再任用職員を中心といたしまして6人、4月1日付でこちらのチームの方に入っていたと。さらに、6月に入ってから追加で3名の職員を総務サイドの方から対策チームに入れていただきました。

確かに仕事量が非常に多いところから、これで万全かと言われると決してそうではないのかもしれない。確かに時間外の数字の方から見ても、それは明らかだと思うんですが、今後、業務の、仕事の内容も見直しを図れるところは図り、なるべく職員の負担軽減ができるように、我々としても、その部分は十分に考えていきたい。さらに、その上で職員がまだ足りないということであれば、その辺はまた、先ほど申し上げましたように、総務サイドの方と改めて協議させていただいて、必要があれば職員のことについてもお願いしたいというふうに考えています。

○丸山わき子君

確かに4月以降、職員を次々と増やし、当初よりも倍になっていることは事実なんですけれども、しかしながら時間外勤務手当の1千540万円は、本当に改善されている内容とは到底思えません。ぜひ職員の皆さんのこれ以上負担にならないような、そういう改善策に取り組んでいただきたいというふうに思います。

今後、接種体制が確立されていくわけなんですけれども、この間の高齢者の接種状況をお伺いしたいんですが、まず申請と接種率がどのような状況か、お伺いいたします。

○市民部長（吉田正明君）

接種率でよろしいですか。接種率につきましては、医療機関の方で入力していただきます国のワクチン接種記録システムの方でタイムラグが多少あるということで、正確な数字で今現在の数字をなかなか申し上げることが難しいんですけれども、6月20日時点での累計で行きますと、1回目の接種を終えた方が1万818人、2回目の接種を終えられた方で2千54人という形の数字が上がってきております。65歳以上の対象者人口2万1千226人をベースに考えますと、1回目の接種を終えた方というのが50.9パーセント、それから2回目を終えられた方が9.6パーセントに相当するかと思います。

○丸山わき子君

この接種率なんです、申請数はどのぐらいあったんでしょうか。

○市民部長（吉田正明君）

予約の件数の考え方で行きますと、医療機関への直接のかかりつけの申請の数字がなかなか把握できないというところがありまして、大変申し訳ないんですけど、市の方で押さえております予約の件数で行きますと、1回目の予約の件数は1万3千475件、2回目の予約の件数が8千444件、ここにいわゆる医療機関の方で持っております、かかりつけ枠分というものがさらにプラスで入ってくるかと思えます。うちの見方で行きますと、75歳以上の高齢者の方は、今の段階で約7割程度の方が予約を終えているのではないかと見込んでおります。すみません。約8割です。

○丸山わき子君

全国的な平均とほぼ、接種率の進行状況は全国的な平均であるなどというふうに見ております。約8割の申請、それから約4割強の接種率ということなんですけれども、接種の優先順位についてなんですけれども、高齢者施設等の従事者が次の優先順位になっているんですが、このことについては、先ほど64歳以下の方々の接種に関してはこれからという答弁がありましたけれども、接種の優先順位について、どのように検討されているのか、お伺いいたします。

○市民部長（吉田正明君）

今現在はいわゆる高齢者の方、65歳以上の方を中心に行っておりますけれども、この方々にある程度、一定のめどが立ってきますと、次の接種順位という形になってくるかと思えますが、今、議員がおっしゃいましたとおり、次の順位で行きますと基礎疾患のある方、それから高齢者施設の従事者という形になっておりますけれども、高齢者施設に従事されている方につきましては、既にキャンセルの場合のときの対応のための、何というんですか、名簿の登載の方を先にしておりますので、既に高齢者施設の職員の方についてはかなり進んでいる状況であります。市といたしましては、次の枠とすれば、いわゆる基礎疾患のある方、こちらの方にスポットを当てた中で、一定の申出期間を設けた中で、それから接種券はまだ全部の印刷が打ち上がっていないという状況もございますので、できましたら、7月中旬ぐらいから接種の予約を開始できればという形で、今準備を進めているところでございます。

○丸山わき子君

もう一点、訪問介護や通所介護など、在宅サービスに対して、優先順位の対応はどのようにするのか。これは各自治体に任せるとのことなんです。切実な要望、要請の声があるんですが、その辺については、どのように把握されているのか。

○市民部長（吉田正明君）

確かに、特に高齢者全員の方が接種会場に来ていただける状況にはない、寝たきりの方とかがいらっしゃいますので。そういった方には当然、在宅の中で、先生に訪問してもらって接種してもらう体制が必要かと思えます。この辺については、既に今現在、在宅医療を中心に行っている先生方の方と協議を進めておりますので、その辺の協議が調い次第、徐々に在宅でしか接種できない方については対応を進めていきたいというふう考えており

ます。

○丸山わき子君

最後にもう一点なんですけれども、在宅サービスに立ち会うヘルパー、この方々も高齢者施設で働く方々と全く同じ立場だというふうに思うんですが、こうした皆さんへの対応策はどのようにお考えでしょうか。

○市民部長（吉田正明君）

その件につきましては、まだ正直、対応ができておりません。早急に課題として捉えまして、対応策の方は検討してまいります。

○丸山わき子君

ぜひよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（鈴木広美君）

以上で、丸山わき子議員の質疑を終了いたします。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

最初に、議案第15号についての討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

討論がなければ、議案第15号の討論を終了いたします。

次に、議案第16号についての討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木広美君）

討論がなければ、これで議案第16号の討論を終了いたします。

これから採決を行います。採決は分割して行います。

最初に、議案第15号、八街市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号、令和3年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（鈴木広美君）

起立全員です。議案第16号は原案のとおり可決されました。

本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。令和3年6月第2回八街市議会定例会を閉会します。

この定例会は終始熱心な審議を経て、全ての案件を議了し、ただいま閉会になりました。執行部の皆様は各議員から出されました意見を十分尊重し、市政を執行されるよう強く要望いたしまして、閉会の挨拶といたします。

議員の皆様に申し上げます。この後、全員協議会を開催しますので、本会議場にお集まりください。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前11時58分）

○本日の会議に付した事件

1. 会議録署名議員の指名
2. 議案の上程
議案第15号から議案第16号
提案理由の説明
3. 発議案の上程
発議案第2号、発議案第3号
提案理由の説明
委員会付託省略、質疑、討論、採決
4. 議案第7号から議案第14号
委員長報告、質疑、討論、採決
5. 議案第15号から議案第16号
委員会付託省略、質疑、討論、採決

.....
議案第15号 八街市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 令和3年度八街市一般会計補正予算について

発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について

発議案第3号 国における令和4年度教育予算拡充に関する意見書の提出について

議案第7号 八街市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 八街市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 八街市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 八街市クリーンセンター焼却施設基幹的設備改良工事の請負契約の締結について

議案第13号 八街市給食センター施設用備品（第二調理場食器洗浄システム）の購入について

議案第14号 令和3年度八街市一般会計補正予算について

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和3年6月22日

八街市議会議長 鈴木 広 美

八街市議会議員 加 藤 弘

八街市議会議員 石 井 孝 昭

八街市議会議員 林 修 三

※発言の訂正の表記について

- 発言の訂正**=発言のとおり記載してあります。その際、訂正部分にアンダーライン (〇〇〇) を引き、会議中に発言が訂正されたことを示してあります。